

2022年 税申告特集 開成町申告相談会を実施します(完全予約制)

～予約方法が変更になっていますのでご注意ください～ 税務課 ☎84-0313

税の申告相談会日程 予約を取らずに申告相談はできません。

【相談日】2月16日(水)から3月4日(金) (土、日、祝日除く)

【相談時間】9時から16時20分 (12時から13時を除く 最終受付終了時間16時)

【場 所】役場1階 町民プラザ特設会場

- コロナウイルス感染拡大防止につき、アクリル板や消毒用アルコールの設置、検温の実施をします。
- マスクの着用と手指消毒にご理解ご協力くださるようお願いいたします。
- 当日体調の悪い場合はご遠慮ください。

※相談を受けるためには、下記方法での予約が必須です。窓口及び電話での予約はできません。※

※1月1日に町内に住民登録がある方の、予約したご本人様の申告相談に限り受付します。※

マスクと書類を忘れないでね



予約方法 受付期間は1月20日(木)～1月31日(月)

(受付時間: 1月20日8時30分
～1月31日17時)

インターネット予約

1 <http://www.town.kaisei.kanagawa.jp> (町ホームページ) か二次元コードから予約フォームへ

2 予約フォームで必要事項を入力し送信

3 相談日に受付メールをスマホ等で提示か、メールのプリントを提示

インターネット予約の注意点

キャンセル・日程変更はシステムから入力可能です。
前日以降のキャンセルは直接電話で受け付けます。

予約はこちら→



往復はがき予約

1月31日必着。

相談日を指定することはできません。

1 往復はがきに①住所②氏名(フリガナ)③電話番号④生年月日⑤都合の悪い日2日間を記入し〒258-8502開成町税務課へ郵送 返信部両面は記入不要

2 2月7日(月)以降に届く返信はがきで予約日時を確認

3 相談日に返信はがきを提示

往復はがき予約の注意点

- ・定員を超えた場合は抽選となります。予約が取れない場合も返信はがきで通知します。
- ・日時指定や日程変更はできません、キャンセルは直接電話で受け付けます。
- ・申告者1人につき1枚のはがきでお申し込みください。

確定申告の注意点 詳細は 小田原税務署 ☎35-4511

確定申告が必要な人

・給与所得者で申告が必要な人(一例)

- (1)給与の年収が2,000万円超
- (2)副業の給与の収入の合計が20万円超 (例外あり)
- (3)給与以外の所得の合計が20万円超
- (4)年末調整をしていない

・年金所得者で申告が必要な人(一例)

- (1)公的年金収入の合計が400万円超
- (2)公的年金以外の所得の合計が20万円超
- (3)源泉徴収対象外の公的年金がある(国外年金など)

※上記以外にも、所得税の還付を受ける場合は確定申告をする必要があります。

町の相談会で申告できないもの

・確定申告書Bを利用する全ての申告

例 営業・農業・不動産所得の申告(青色申告等)
配当の分離申告、株式・土地建物の譲渡所得
純損失の繰越や配当・株式譲渡の損失の繰越
動産の譲渡所得、利子所得

・初年度の住宅借入金等特別控除に関する申告

・源泉徴収票のない給与所得の申告

・令和3年分以外の申告

・その他内容が複雑なものや所得税でないもの

例 死亡者の準確定申告
雑損控除や仮想通貨の申告
相続税・消費税の申告など

住民税の申告が必要な人 収入がない方でも申告が必要な場合があります。

- 誰の扶養にも入っていない方
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入されている方
- 国民年金保険料の免除の申請をする方
- 所得証明や非課税証明書の発行が必要な方
- ※その他、児童手当や保育料等の算定上申告が必要な場合があります。

ダウンロードはこちら



～住民税の申告は郵送でも提出できます～

町ホームページより「住民税申告書」をダウンロードしていただき、必要事項を記入の上、必要な書類を添付してご郵送ください。控えが必要な場合は、返信用封筒を同封してください。

送付先 〒258-8502 足柄上郡開成町延沢773番地 開成町税務課 課税班 宛

申告に必要なもの

所得を証明するもの	控除を証明するもの	その他
□給与や年金等にかかる源泉徴収票や支払調書（原本）など	□社会保険料控除証明書 （国保・後期・介護保険料などの納付済額証明書（※）、国民年金保険料の支払い証明書） （※）口座振替や納付書で納めている方には1月下旬に町から発送します。公的年金から天引きされている方は、「公的年金等の源泉徴収票」に納付額が記載されています。 □生命保険料、地震保険料などの控除証明書 □医療費控除を受ける場合は、医療費控除の明細書や医療費通知 □障害者控除を受ける場合は、障害者手帳 □寄附金控除がある場合は、寄附金額がわかる書類 □そのほか控除の申告に必要な証明書など	□個人番号がわかるもの（写真付きの個人番号カードの場合、免許証等身元確認書類は不要） □運転免許証などの身元確認書類 □扶養親族などの個人番号がわかるもの □還付がある方は本人名義の通帳など □税務署からの「お知らせハガキ」など
医療費控除の申告	申告対象期間	その他
医療費控除の明細書 事前に作成を！！	令和3年1月1日から令和3年12月31日 明細書の添付がないと、控除が受けられません。	用紙は町HPよりダウンロードできます。

医療費通知の発送

- 国民健康保険（総合窓口課：☎84-0324）
【1回目】1月末頃 [前年1月～10月分] 【2回目】3月上旬頃 [前年11月～12月分]
- 後期高齢者医療保険（後期高齢者医療広域連合：☎0570-001120）
【1回目】2月10日頃 [前年1月～11月分] 【2回目】3月10日頃 [前年12月分]

ダウンロードはこちら



確定申告書の提出について 完成済みのものに限ります。

- 仮收受期間 2月16日（水）から3月14日（月）8時30分から17時15分（土、日、祝日除く）
- 收受場所 役場1階 町民プラザ特設会場（受付のみ可能です。）

ただし3月7日（月）から3月14日（月）までは正面総合窓口にて收受します。

※令和4年3月15日（火）以降の提出は、税務署にご確認ください。

申告用紙は、できるだけ国税庁ホームページからダウンロードしてください

申告用紙は小田原税務署にて配布します（1月24日（月）から役場でも配布する予定です）が、数に限りがありますのでできるだけ国税庁ホームページからダウンロードしてください。

小田原税務署からのお知らせ

～感染防止のため、できるだけご自宅からの e-Tax をご利用ください～

【問合せ先】小田原税務署 〒250-8511 小田原市荻窪440番地

【電話番号】0465-35-4511(代表)

開設日程	会場	所在地	時間
2月1日(火)～3月15日(火) ※土、日及び祝日を除きます。(注) ※還付申告をされる方は2月1日前 でも相談を受け付けております。	小田原 税務署	小田原市荻窪 440番地	【受付】8時30分から16時 ※混雑状況により受付を早めに締め切る ことがあります。 【相談】9時から17時

(注) ただし、2月20日及び2月27日の日曜日は開場します。

○令和3年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配布します。

○入場整理券は、当日、会場配布するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。→
是非、LINEによる事前発行をご利用ください。(提出のみの場合は不要。)

事前発行(友だち追加)はこちらから



○開設期間の後半(3月中)は、大変混雑し、入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、
できるだけ早め(2月中)のご来署をお願いします。

○ご来署の際は公共交通機関をご利用いただき、お車での来署はご遠慮ください。

三税申告相談 ～税理士による無料申告相談～

開催日	場所	【対応時間】9時30分～16時 (12時～13時除く) 【受付時間】15時まで ※相談可能人数に達した時点で受付を締め切ります。 ※事前申込をお願いします。一部、当日入場整理券の配布をおこないますが、なくなり次第終了となります。 ※お住まいの地域以外の会場もご利用いただけます。 ※申告書の提出のみの場合は、郵送または所轄の税務署窓口にてご提出ください。 ※小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(譲渡所得、住宅借入金等特別控除初年度適用を除く)を作成して提出できます。
2月1日(火)	湯河原町役場3階会議室 箱根町役場分庁舎4階会議室	<p>事前申込みサイト→</p> 
2月2日(水)	小田原市川東タウンセンターマロニエ	
2月3日(木)	3階マロニエホール	
2月4日(金)	松田町生涯学習センター展示ホール 山北町立生涯学習センター2階会議室	
2月7日(月)	中井町役場3階大会議室	
2月8日(火)	開成町民センター3階大会議室 真鶴町民センター3階講堂	
2月9日(水)	大井町生涯学習センター2階会議室	
2月10日(木)	南足柄市役所5階大会議室	
2月14日(月)		

○令和3年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受付けます。

○オンラインによる事前申込みは令和4年1月5日(水)から可能となります。詳細につきましては事前申込みサイトをご参照願います。なお電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。

○オンラインによる事前申込みについてのお問い合わせは、東京地方税理士会(045-243-0511)へお願いします。

青色申告会の会場の利用方法が変わります

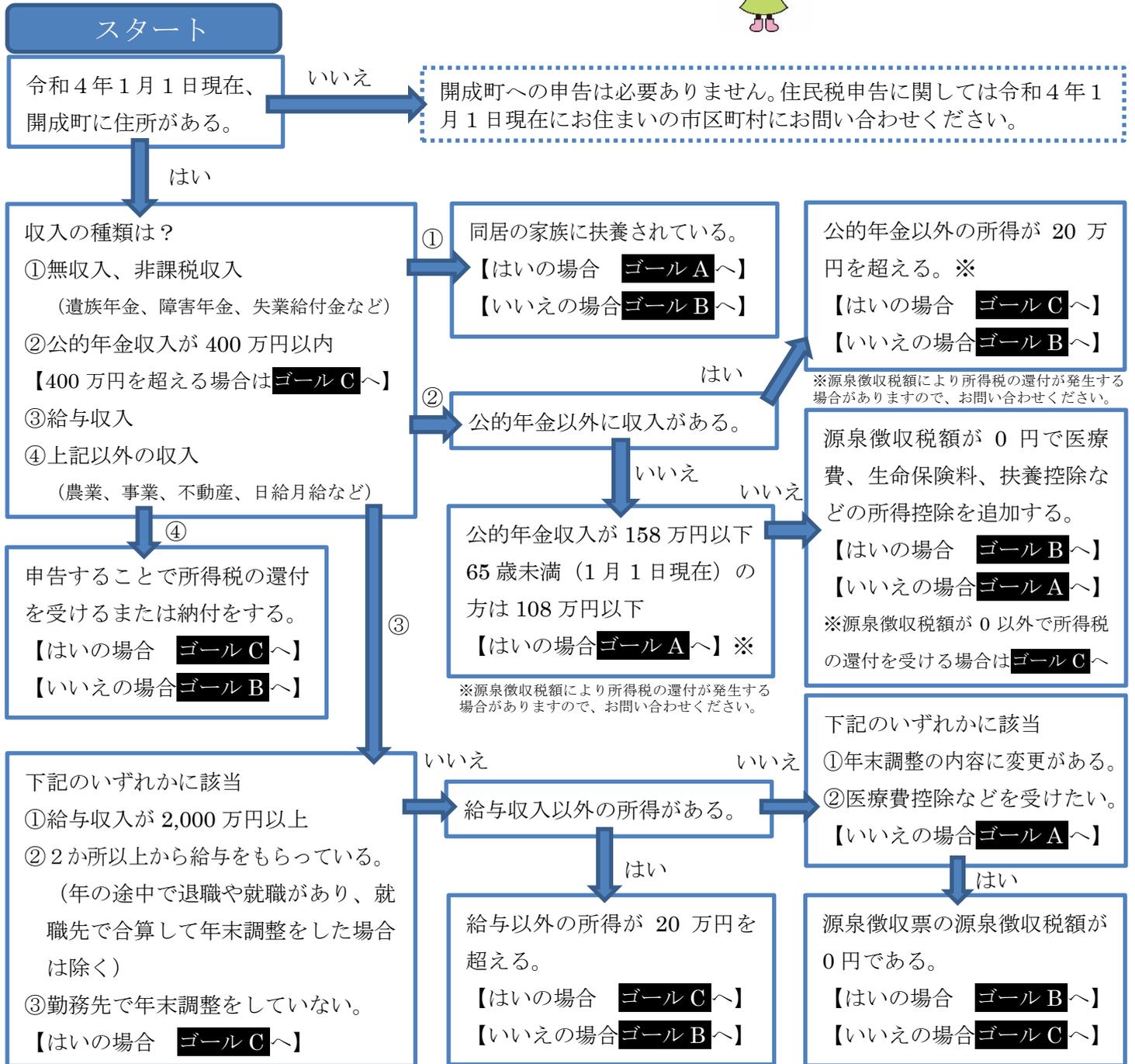
【問合せ先】	(公社)小田原青色申告会 〒250-0012 小田原市本町2-3-24	 <p>↑ 青色申告会 HP</p>
【電話番号】	24-2611(代表)	
【期間】	2月1日(火)から3月15日(火) ※期間中の土曜日、祝日は休館	
【会場】	青色会館3階大ホール(小田原市本町2-3-24)	
【申込み】	専用サイトからの来場時間帯の事前申込が必須。詳細は本会HPをご覧ください。 (https://www.aoiro-odawara.com/)	
【開催時間】	9時から最終16時	
【注意事項】	年金、給与所得のみの未会員の方は1名につき2,000円の会場利用料が必要となります。	



申告フローチャート



確認してみよう



(注) 一般的な例です。所得税の還付を受ける場合は、この表にかかわらず確定申告が必要です。窓口にお問い合わせください。

ゴールA

原則、所得申告の必要はありません。

※所得証明書が必要な場合や各種手続きで非課税判定が必要な場合はBを参照してください。

ゴールB

住民税(町民税・県民税)の申告が必要です(町へ申告)。

国民健康保険税、介護保険料、児童手当などの基礎資料となるものです。必ず申告してください。

注1) 源泉徴収税額により所得税の還付が発生する場合は所得税の確定申告が必要です。

ゴールC

所得税の申告が必要です(税務署、町など)。

※町の申告会場ではお受けできない内容もありますのでご確認ください。

申告書の提出期限は令和4年3月15日(火)です